

経営事項審査の再審査を受審された建設業者の皆様へ

「令和3・4年度及び令和5・6年度建設工事入札参加資格の再審査について」

令和5年1月1日より、経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準が改正されたことに伴い、茨城県では、令和3・4年度及び令和5・6年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の再審査を下記のとおり実施します。

記

1 再審査の申請ができる者

改正前の審査基準による経審の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「結果通知」という。）に基づき、令和3・4年度及び令和5・6年度の建設工事に係る入札参加資格の審査を受けている者のうち、改正後の審査基準による経審の結果通知を取得した者は、希望により当該結果通知に基づき入札参加資格の再審査の申請を行うことができます。

2 再審査の受付期間

（1）令和3・4年度の入札参加資格の場合

令和5年1月10日（火）から令和5年2月24日（金）まで（当日消印有効）

（2）令和5・6年度の入札参加資格の場合

令和5年4月3日（月）から令和5年6月30日（金）まで（当日消印有効）

※ 資格決定日（予定）は、適正な申請書を受理した日から1か月程度経過した日です。

3 再審査に係る申請書類及び添付書類

（1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

※ 余白に「再審査希望」と朱書きすること。

（2）改正後の審査基準による経審の結果通知の写し

（3）舗装工事に係る技術職員資格調書

※ 舗装工事に係る再審査を希望する者であって、A等級の格付を希望する場合に添付すること。

（4）委任状

※ 代理申請の場合に添付すること。

4 再審査の申請方法等

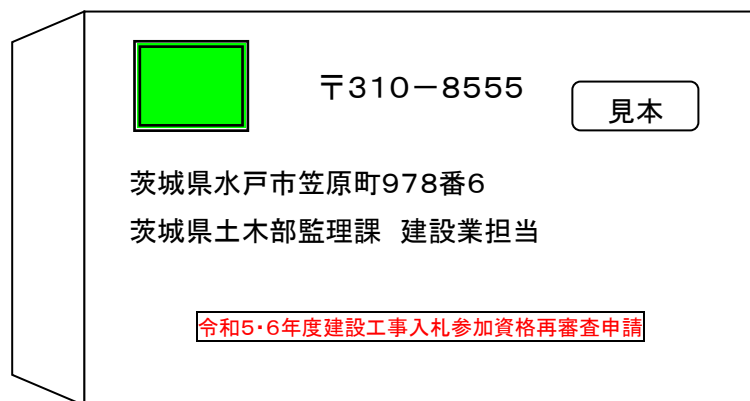
（1）申請先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県土木部監理課 建設業担当

（2）申請方法

日本郵便（普通郵便、レターパック（○赤色の封筒、×青色の封筒））又は信書が送付可能な方法をご利用ください。封筒の余白に、朱書きで「令和5・6年度建設工事入札参加資格再審査申請」とご記入ください。なお、電子申請は利用できませんのでご注意ください。

<封筒記載例>



封筒は任意(会社の封筒可)のものとし、タテ書き・ヨコ書きは自由です。

表面又は裏面に申請者の住所・商号又は名称を記載してください。

(3) 手数料

無料(※)

※ 申請書類の郵送費用については、申請者負担となります。

5 その他再審査の申請に関する留意事項

- ・ 令和3・4年度及び令和5・6年度の建設工事に係る入札参加資格の審査を受けていない場合は、再審査を申請することはできません。新たに入札参加資格の審査を希望する場合は、令和5年度に実施予定(5月、8月、11月、2月)の追加受付期間中に申請してください。
- ・ 再審査の申請は義務ではありません。再審査の申請を行わない場合は、改正前の審査基準による経審の結果通知がそのまま有効なものとして扱われます。
- ・ 再審査の結果を受けた後に、従前の審査結果に戻すことはできません。申請に当たっては、申請内容を十分に確認した上で行ってください。
- ・ 再審査の申請は一部の業種のみを選択して行うことはできません。入札参加資格を有する全ての業種について、改正後の審査基準による経審の結果通知に基づき再審査を受けることになります。
- ・ 再審査の申請は共同受付ではありません。茨城県以外の自治体(市町村)における入札参加資格の再審査については、各市町村にお問い合わせください。

<問合せ先>

茨城県土木部監理課
建設業担当 入野
TEL: 029-301-4334
FAX: 029-301-4339